

組合員とともに創る 茨城農業と豊かな地域社会

～ 更なる協同の深化へ ～

 JAグループ茨城
茨城県農業協同組合中央会



J A 綱 領

－わたしたち J A のめざすもの－

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

本日ここに、第28回茨城県JA大会を開催いたします。

本大会の目的は、JAグループ茨城が取り組むべき今後3年間の運動目標をグループ全体の共通意識として決議するとともに、その実践を組織内外に表明するものです。

前回の第27回茨城県JA大会では、政府の「農協改革」議論等の情勢をふまえ、「茨城の未来へ 進化への挑戦 ～農業者の所得増大と活力ある地域社会をめざして～」を運動名に掲げ、各JA・連合会は、これまで大会決議に基づき「JA自己改革工程表」を策定し、着実に実践してきました。

一方で、今大会の実践期間中（2019～21年度）には、2019年5月（農協改革集中推進期間の期限）と21年3月（「准組合員の事業利用に関する規制のあり方について結論を得る」とした改正農協法附則5年後検討条項の期限）の2回にわたり、政府の「農協改革」議論の節目を迎えることになり、自己改革の成果が問われることになります。

今大会議案は、運動名を「組合員とともに創る茨城農業と豊かな地域社会 ～更なる協同の深化へ～」とし、前回大会時に決議した3つの柱（「農業」「地域・暮らし」「組織・経営」）を継続・深化させるという方針のもとで策定しています。

3つの柱の戦略目標である「農業者の所得増大」「地域とくらしを豊かする協同組合運動の実践」「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」の取り組みにあたっては、組合員からの声を聞き、その声を事業に反映させ、取り組み内容や成果を積極的に伝えて、将来にわたって魅力ある農業・地域社会の実現に向け、JAグループ茨城が一体となって取り組んでまいります。

平成30年10月24日
第28回茨城県JA大会委員会
委員長 佐野 治

目次

1	第28回茨城県JA大会議案の考え方・・・・・・・・・・	5
	1. 私たちが進めてきたJA自己改革	
	2. 改めて認識すべき情勢	
	3. 第28回大会議案について	
2	第28回茨城県JA大会議案	
	I. 農業・・・・・・・・・・	17
	農業者の所得増大	
	○重要戦略1：所得増大に向けた販売力強化	
	○重要戦略2：所得増大に向けた生産力強化とコスト低減	
	○重要戦略3：所得増大に向けた農業経営管理支援（農業経営コンサルティング） の強化	
	II. 地域・くらし・・・・・・・・・・	25
	地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践	
	○重要戦略：地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践	
	III. 組織・経営・・・・・・・・・・	29
	JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化	
	○重要戦略1：JAの存在価値（意義）を高める「人財」育成	
	○重要戦略2：組織再編（合併・本支店体制整備）の進展を活かした高度な JA経営の実践	
	○重要戦略3：JA事業・活動への組合員の参画促進	
	大会議案共通取り組み事項・・・・・・・・・・	35
	食料・農業・JAへの理解醸成	
	○議案補足資料「前回大会決議の取り組みの実績と今後の方向性」	
3	新3カ年計画の実行方策（案）・・・・・・・・・・	49
4	大会宣言（案）・・・・・・・・・・	51
5	参考資料・・・・・・・・・・	53

大会 次第

1. 開会のことば
2. JA綱領唱和
3. 主催者あいさつ
4. 来賓あいさつ・紹介
5. 祝電・メッセージ披露
6. 議長選任
7. 大会議案の提案・決議
8. 議長解任
9. 自己改革の取り組み発表
10. 大会宣言
11. 閉会のことば

1

第 28 回茨城県 JA 大会議案の 考え方

1. 私たちが進めてきたＪＡ自己改革

（１）政府の動きと前回大会の構成

①政府の規制改革会議農業WGは、平成26年5月に「農業改革に関する意見」を取りまとめました。与党は、これを踏まえ平成26年6月に「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」を発表し、5年間（2019年5月まで）を農協改革集中推進期間として、重大な危機感をもって自己改革を実行することを、ＪＡグループに強く要請しました。

②ＪＡグループ茨城は、これらの農協改革の提起に対し、平成27年3月に「ＪＡグループ茨城の自己改革（暫定版）」を策定し、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、将来にわたり「魅力ある農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現をめざすことを決定しました。

③この決定並びに将来を見通した十分な情勢分析を踏まえ、平成27年10月の第27回茨城県ＪＡ大会（平成27年）決議では、運動名を「茨城の未来へ 進化への挑戦 ～農業者の所得増大と活力ある地域社会をめざして～」とし、『農業』、『地域・暮らし』、『組織・経営』の3つの分野について、ＪＡ・連合会の役職員が一丸となり、ＪＡ自己改革に取り組むこととしました。

④具体的には、「農業者の所得増大への貢献」を最優先に、「地域とくらしを豊かで元気にするための協同組合運動再構築」、「ＪＡ自己改革を実践するための組織・事業基盤の拡充強化」をそれぞれの戦略の柱として掲げ、各ＪＡ・連合会がＪＡ大会決議をもとに新3カ年計画【兼自己改革工程表】を策定しました。ＪＡグループ茨城一体となった自己改革の実践に取り組み、着実な成果を挙げてきています。

⑤特に、組織再編（合併）に関しては、前回大会で「合併参加の是非及び合併目標期日の明確な意思決定を行う」、「合併目標期日は、3カ年計画期間中（平成28年～30年）とし、意思決定内容の実現に向けた取り組みを行う」ことを決議しており、平成30年度末でＪＡが指向した組織再編への取り組みは完結することとしました。現在、2地区において合併の合意がなされ、新ＪＡ発足に向けた準備の最終段階を迎えています。

⑥また、2019年度からの会計監査人監査に対応できる内部統制の整備・運用の定着・改善に向けて、ＪＡグループが一体となって取り組んでいます。
特に、県総合情報システムのＩＴ内部統制について、「実務指針第86号報告書」³の取得を全国に先駆けて進めており、同報告書を活用したＪＡでの監査時間（工数）短縮に向けた万全な体制を整えつつあります。

³ 86号報告書：財務諸表作成にかかるＩＴ業務（総合情報システム）を受託した企業（県中央会）が受託業務に関する内部統制の状況を委託企業（県内ＪＡ）に報告するための文書。

（２）前回大会決議の取り組み実績と第 28 回大会議案への反映

※ 詳細内容は議案補足資料「前回大会決議の取り組み実績と今後の方向性」（P. 38p～P. 47）に記載のとおりです。

各 J A・連合会の個別の成果については、冊子『平成 29 年度 J A 自己改革の取組成果報告』に集約しています。

2. 改めて認識すべき情勢

(1) 自由貿易・国際化の一層の進展と期待される協同組合の役割

T P P 11 については、第 196 回通常国会で協定承認案と関連法案が成立し、国内手続きが完了しました。また、日 E U ・ E P A については協定への署名が完了、R C E P についても年内合意に向けた各国の動きが活発になっており、これら急速な自由貿易化によるわが国の農業への影響が懸念されるところです。

一方、2020 年に開催される東京オリンピック等の国際的なイベントを契機に、G A P 認証の取得など市場のグローバル化への対応の重要度が増しています。

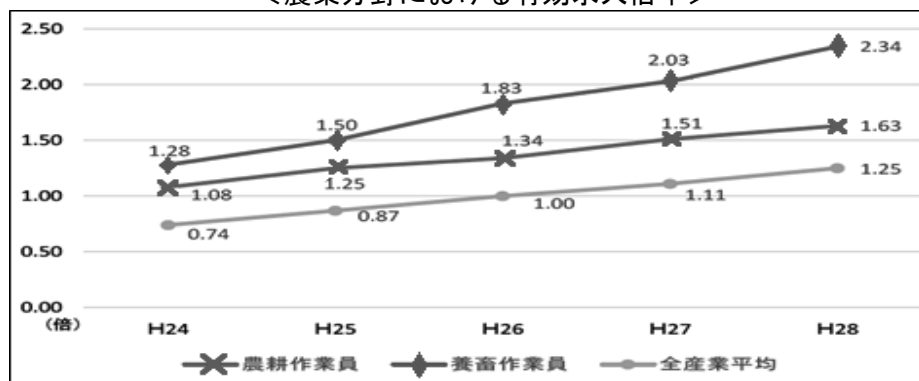
また、2015 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された永続的な社会・地球環境を構築するための「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現に向け、J A グループは「協同組合」としての役割を果たしていくことが求められるところです。

(2) 農業を支える労働力不足

①農業労働力

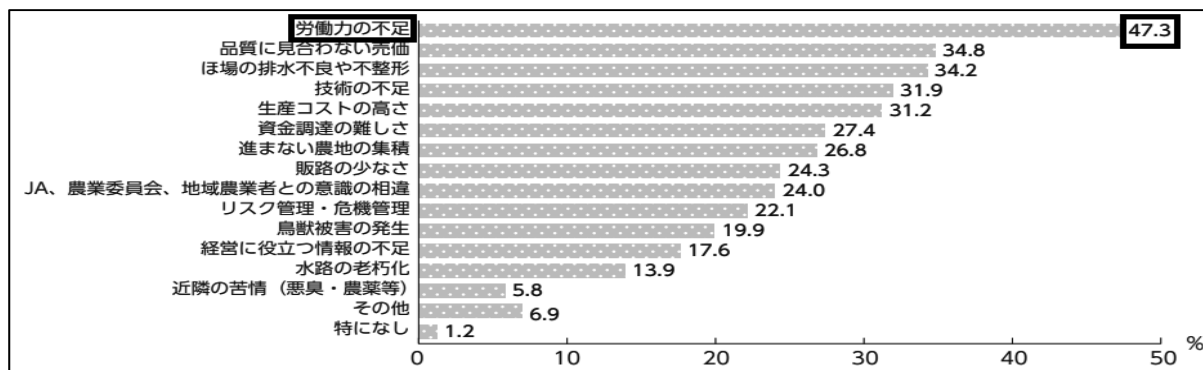
農家の規模に関わらず、農業の現場で年々深刻な問題となっているのが労働力不足です。農業分野における「有効求人倍率」は農耕作業員、養畜作業員ともに右肩上がり推移しており、全産業平均と比べても需要が多く、その状況は年々深刻化しています。

＜農業分野における有効求人倍率＞



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「一般職業紹介状況」

＜若手農業者向けアンケート『現在の経営における課題』＞



出典：農林水産省

農林水産省が実施した「若手農業者向けアンケート」においても、『現在の経営における課題』、『関心の高い農業政策』の一位が「労働力の確保」となっています。

また、外国人技能実習生については、農家の経営規模の拡大に貢献していますが、失踪者や不法労働者化などのコンプライアンス上の問題が発生しないよう、県行政、県警等と一体となった制度の適正運用が求められています。

② ICT等の技術革新によるスマート農業の進展

高齢化と農業従事者数の減少に伴い、農業の現場では小さい労働力でいかに生産性を高めるかが課題となっています。

近年、ICT²やロボット技術等の発達は著しく、これらを活用したスマート農業³が非常に速いスピードで進展しています。ICT等を活用することで、労働力の代替による省力化・効率化を実現することが期待されます。

スマート農業等の技術革新をうまく取り入れた農業の構築が不可欠な状況となっています。

＜スマート農業の将来像＞



出典：農林水産省

² 「IT（情報技術）」に、Communication（通信）を加えたもの。ITと比較して、「人と人」「人とモノ」の情報伝達といった「コミュニケーション」がより強調されている。

³ 「ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業」（農林水産省）

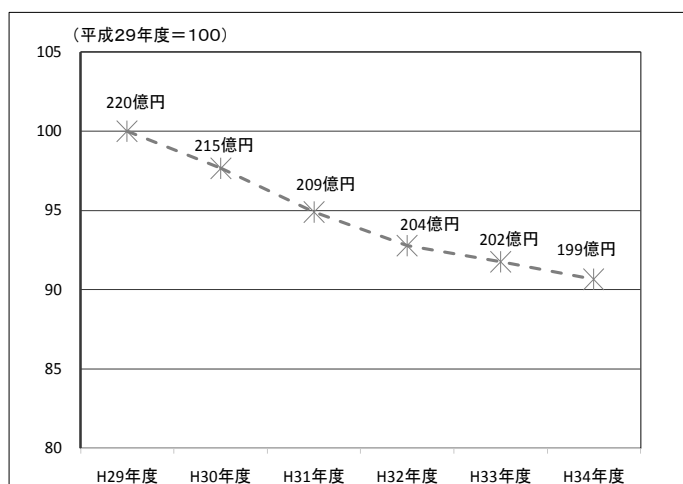
(3) J Aの経営見通し

①経営収支見通しの悪化

今後のJ A経営を巡っては、人口減少、農業者の高齢化等による事業基盤の構造変化に加え、日銀のマイナス金利政策が長期化する運用環境から、信用・共済事業収支が低下し、J A全体の経営収支の悪化が強く懸念されます。

次期3カ年は、収益構造の変化に対応する事業モデルへの転換を進め、総合事業全体を通じて収支悪化への対応を図っていくことになります。

＜県内J A 信用共済事業シミュレーション
事業総利益の推移予測＞



出典：各事業シミュレーションより中央会作成

②営農経済事業の運営課題

J Aによっては、営農経済事業全体での採算性を十分に確保できていない状況にあり、適正利益の確保を意識した事業運営が求められます。

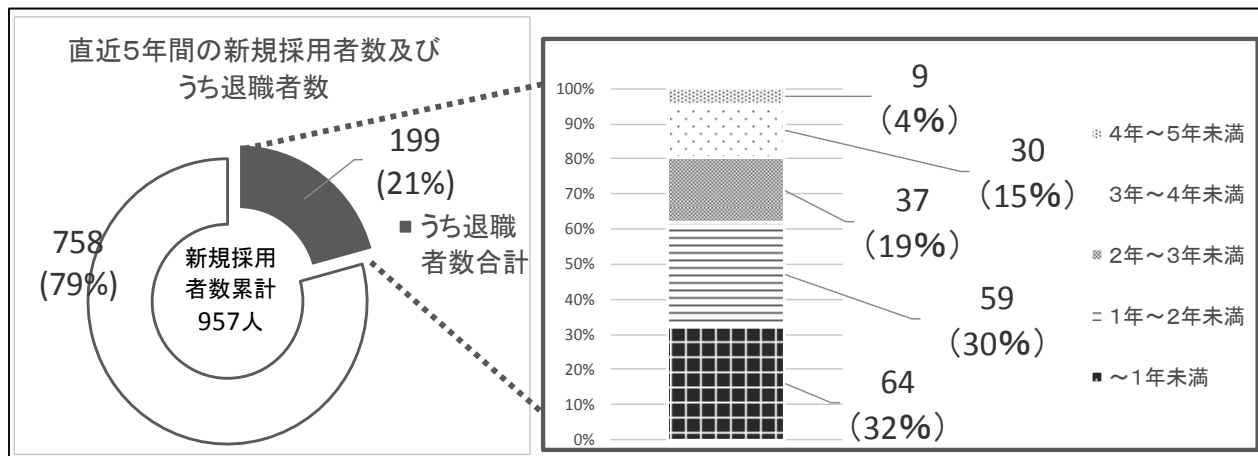
営農経済関連施設（ライスセンター、カントリーエレベーター、選果場、集出荷施設、農業倉庫等）の老朽化が進んでいるところもあり、その修繕・更新には多額の費用が必要となります。また、稼働率の低下などの問題を抱える施設も存在します。

③J A職員の人員不足

本県J A全体において、直近5年間の新規採用職員の離職率が21%と高くなっています。

また、「J A職員統一採用試験」の受験者数（特に大学・短大卒）が、平成27年度の434名から、平成29年度は215名と大きく減少しており、J Aが求める人材の確保が難しくなっています。

＜2013. 2. 1～2018. 1. 31 の新規採用者及び内退職者数＞



出典：総合情報『給与システム』より中央会作成

3. 第28回大会議案について

- ① J Aグループ茨城が、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、将来にわたり「魅力ある農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向け、当面する次期3カ年で重点的に取り組むべき事項を決定・共有するのがJ A大会であり、それを整理したものが大会議案となります。
- ② 前回までのJ A大会決議をもとに、各組織において策定した自己改革工程表にもとづき、今期3カ年において特に集中して自己改革を進め、着実な成果を実現してきました。J A自己改革は大会議案の取り組み期間で終了するものではなく、将来にわたり継続した取り組みが必要であり、さらなる実践により成果を出し、組合員・地域住民に真に理解・評価されることが求められます。
- ③ そのため、今回の第28回県J A大会議案も、前回大会で決議した3つの柱（『農業』『地域・暮らし』『組織・経営』）を継続・深化させるという方針のもとで策定します。そして、「農業所得増大」へのさらなる挑戦を最優先事項として、大会決議の着実な実践により、自らが掲げるJ A自己改革の取り組みをやり遂げ、成果が見える形で示します。
- ④ 大会議案の重要戦略・具体的な取り組み事項については、「これまでの取り組みを一層深めていく」、「更に高い目標に置き換える」といった視点を基本に、前回大会以降に改めて顕在化してきた情勢を踏まえて作成します。
- ⑤ これまでのJ A大会のような「新たな議案の策定」とは異なり、「前回議案の更なる深化」という位置づけであることから、議案書の構成としては、より簡素な形態としています。そして、各組織における次期の自己改革工程表をより重要視し、これまでの成果を活かしつつ改革を深めることで、成果に繋げていくことに力点を置くものとします。
- ⑥ 組織再編（合併）に関しては、平成30年度までで計画の完結を迎えることから、今後はその進展を活かしたより高度なJ A経営を実践します。J Aが自らの収支シミュレーションや地域の環境等を踏まえ、経営上の課題を洗い出すことで、事業モデルの転換⁴を含め、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組むこととなります。
- ⑦ 事業モデルの転換にあたっては、各J Aが単独で取り組むだけでなく、組織再編（合併・本支店体制整備）を通じて事業機能が高度化したJ A⁵を核に、周辺J Aとともに事業連携を進める、あるいは県域組織を含めた県全体で一体となった事業を展開する等も考えられます。なお、更なる体制整備の検討が必要な場合には、柔軟に取り組むこととします。J Aと県域組織が知恵を出し合い、効率化と成果の最大化の両立を目指します。
- ⑧ なお、大会議案・自己改革工程表の実践と成果の浸透のためには、組合員・地域住民への理解醸成が不可欠であることから、継続的な情報発信も合わせて行っていきます。

⁴ 事業を行う枠組みやシステムを見直し、経営資源の再配分等を行うことを言う。例えば、多様な担い手に対応する事業モデルへの転換、6次化や輸出などへの挑戦、生産トータルコストの低減に向けた購買事業や配送体制等の見直しや、すべての事業にわたるJA事業・組織の枠を越えた効率化の検討など。

⁵ 経営資源の集中・再配置等により、組合員サービスの向上と盤石な経営基盤を確立したJ A

県JA大会議案ならびに自己改革工程表策定の流れ



＜＜JAグループ茨城がめざす姿＞＞

「JA 綱領」の理念のもと、環境変化に即応した改革を継続し、正・准組合員、地域住民とともに、総合事業を通して、将来にわたって魅力ある農業・地域社会の実現を目指します。

＜大会議案の構成＞

組合員とともに創る茨城農業と豊かな地域社会 ～更なる協同の深化へ～

I. 農業

重点目標：農業者の所得増大

＜重要戦略＞

- ・ 所得増大に向けた販売力強化
- ・ 所得増大に向けた生産力強化とコスト低減
- ・ 所得増大に向けた農業経営管理支援の強化

協同組合運動の実践を通じて、農業やJAへの理解者を増やすとともに「農業所得増大」を目指します。

II. 地域・くらし

重点目標：地域とくらしを豊かにする
協同組合運動の実践

＜重要戦略＞

- ・ 地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践

持続可能な経営基盤の下で、「農業」面での重要戦略および「地域・くらし」面での重要戦略を実現します。

III. 組織・経営

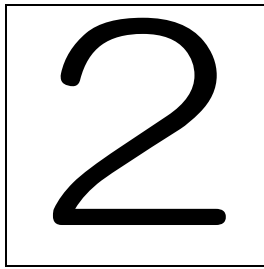
重点目標：JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化

＜重要戦略＞

- ・ JAの存在価値（意義）を高める「人財」育成
- ・ 組織再編の進展を活かした高度なJA経営の実践
- ・ JA事業・活動への組合員の参画促進

共通取り組み事項

食料・農業・JAへの理解醸成



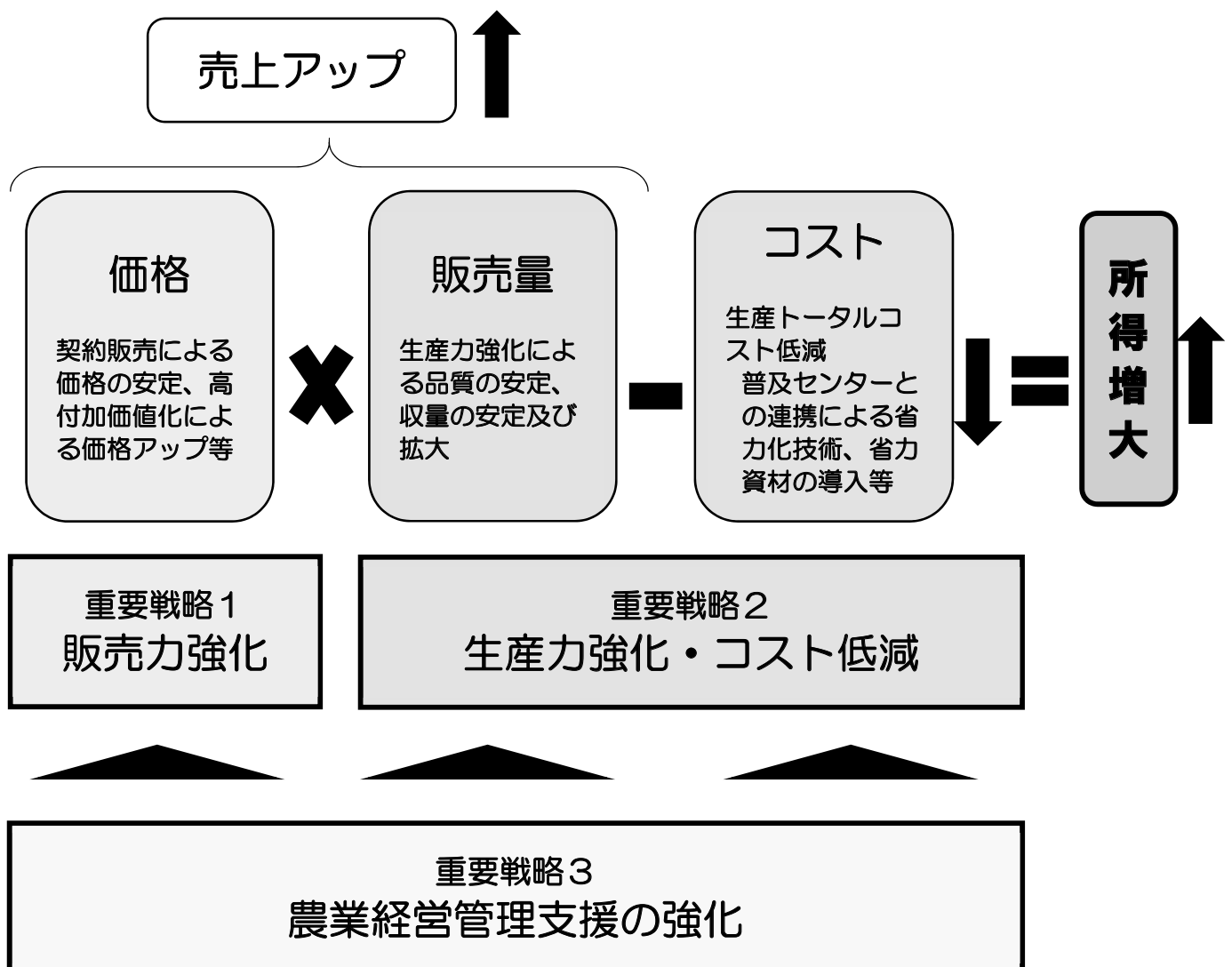
第 28 回茨城県 JA 大会議案

I. 農業

農業者の所得増大

<重要戦略>

- 1 所得増大に向けた販売力強化
- 2 所得増大に向けた生産力強化とコスト低減
- 3 所得増大に向けた農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）の強化



重要戦略 1. 所得増大に向けた販売力強化

3年後目指すもの

品質向上の取り組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と産地間連携拡充による農業所得増大、所得の安定化を目指します。

J A 取り組み事項

- (1) マーケットインに基づく契約販売、買取販売の拡大、農業所得の安定化
 - ア. 契約・買取販売、特に品目特性に応じた期間値決めによる契約販売の取り組みをさらに進めます。また取り組みにあたって実需者の信頼を高めるため、契約履行のための計画生産・安定生産等、生産力を強化するとともに、加工・業務用および量販店を含めた多様な取引形態に対応するための産地体制を整備、強化します。
 - イ. 契約販売等の取引先と連携して、一次加工（カットなど）や二次加工（ピューレ・ペースト・パウダーなど）といった商品の企画・開発に取り組みます。
- (2) 農畜産物のブランドイメージの向上
 - ア. 販売促進イベントやフェア開催など効果的な消費宣伝の取り組みを通じて知名度アップを図ります。

また、認証型GAPの取り組みをすすめるとともに、GI（地理的表示保護制度）など知的財産制度等を活用してブランドイメージの向上を図ります。
 - イ. いばらき農林水産物等輸出促進協議会やジェトロ茨城との連携のもと、セミナーや商談会への参加を進め、輸出を起点とした知名度、商品力の向上を図ります。
 - ウ. ホームページやSNS⁶を活用した継続的な情報発信に努め、ブランドイメージの向上に取り組むとともに、eコマースなど多角的な販売ルートの形成に努めます。
- (3) 国の米政策見直し後の実需者ニーズに応える米づくりの推進
 - ア. 複数年契約や実需者への直接販売等の安定取引の拡大と需要に基づき農家への生産提案を行います。
 - イ. 消費スタイルの多様化に合わせた米（加工用・業務用）の需要拡大ならびに生産拡大を進めます。
- (4) 直売所を通じた販売力強化
 - ア. 店舗診断等により明らかになった課題を踏まえ、より販売力を強化する店舗づくりを実現します。
 - イ. 会員農家の拡大のほか、新規品目提案やJ A間連携等による仕入れを強化し、品揃えを充実させます。また、消費者交流イベントの企画・見直し、SNS等のソーシャルメディアを活用した情報発信により、利用者の増加に努めます。

⁶ インターネットを介して人間関係を構築できるパソコン・スマートフォン用のサービスの総称。

中央会・連合会取り組み事項

(1) マーケットインに基づく契約販売、買取販売の拡大、農業所得の安定化

全農は、品目に応じた J A 間、県域を越えた連携強化、取引先に対して企画提案型の営業を進め、農業者の経営の安定、所得増大をはかります。量販店との取引にあたっては産地パッケージ等のマーケットニーズに対応した取り組みにより、販売力の強化に努めます。

(2) 農畜産物のブランドイメージの向上

ア. 全農は、県・取引先等と連携した販売促進活動をさらに推し進め、統一意匠⁷・ブランド名を普及することによりオール茨城として本県の J A 農畜産物の認知度を高めます。

また、信連、全農は、セミナーや商談会等の開催を通じて、本県の J A 農畜産物のブランドイメージ向上による販路拡大に取り組みます。

さらに、中央会、全農は、ホームページや SNS を活用した継続的な情報発信に加え、様々なメディアの活用によるブランドイメージの向上に取り組むとともに、e コマースなど多角的な販売ルートの形成に努めます。

イ. 中央会、全農は、いばらき農林水産物等輸出促進協議会やジェトロ茨城との連携のもと、J A における輸出の取り組みを支援します。

また、全農は、農畜産物の輸出事業検証（輸出コスト削減・リスク回避・品目選定）と現地でのプロモーション活動により需要を掘り起こし、販路を拡大します。中央会は、検疫や原発事故にともなう各国の規制緩和・撤廃に向けた働きかけを進めます。

(3) 国の米政策見直し後の実需者ニーズに応える米づくりの推進

中央会、全農は、国や実需者からの米需給に関する情報や支援措置内容、茨城県農業再生協議会の方針などについての的確な情報提供を実施します。

全農は、業務用需要に向けた多収品種や、輸出に向けた新規需要米の提案・普及・販売に努めます。

(4) 直売所を通じた販売力強化

中央会、全農は、茨城県 J A 農産物直売所連絡協議会等との連携により、直売所の交流を通じた販路拡大、店舗改善及び再編に向けた支援を進めます。

特に開設当初からの環境変化により、収益が見込めない店舗や、将来的に出荷不足が懸念される店舗については、インショップまたは他店舗販売への切り替えなど、店舗展開の見直しを提案します。

(5) 農商工連携や6次産業化の取り組み支援

中央会は、J A に対して、県との連携によるマーケティング情報の提供、優良事例の紹介、さらに県の支援事業の活用促進等を通じて、地域活性化に繋がる特産加工品の企画・開発を支援します。

⁷ JA グループ茨城の農産物ダンボール箱に描かれている「いいもの いっぱい いばらき」のキャッチフレーズやスマイルマークのデザイン。

重要戦略 2. 所得増大に向けた生産力強化とコスト低減

3年後目指すもの

生産力強化や生産トータルコストの低減に向けて、普及センター、行政等と連携して取り組みをすすめ、農業所得増大を目指します。

JA 取り組み事項

(1) 担い手農業者へ出向く体制の拡充と営農指導の強化

- ア. 中央会・全農の研修制度や支援を活用して、営農指導員、TAC等の人材を育成するとともに、機能強化をはかり、より一層担い手に出向く体制を整備することで営農指導を強化します。
- イ. 地域農業の振興と生産部会をはじめとする担い手農業者の経営発展に向けて、営農指導員が普及指導員と連携して、生産力強化と生産トータルコスト低減の取り組みを進めます。

(2) 担い手農業者の育成と生産力強化支援

- ア. 担い手ニーズを把握し、労働力支援対策として、制度主旨をふまえた外国人実習生や新規就農希望者の受入、JA出資型農業法人等による農作業受委託、機械化、出荷調整施設の整備・活用等を進めます。
- イ. 普及センター、行政等との連携をはかり、就農相談体制を強化し、就農相談から定着までの新規就農者を育成・支援します。また、高校や大学とも連携し、就職先として新規就農を選択する若者を積極的に増やすための取り組みを進めます。
- ウ. 地域の担い手を明確にし、農地中間管理事業等を通じた農地集積・集約化や集落営農の組織化・法人化、JA出資型農業法人による農業経営、農業参入企業との連携などの取り組みを推進します。

(3) 生産トータルコスト低減の取り組み

- ア. 銘柄集約や予約購入率の向上、肥料の満車直送、農薬の大型規格品取扱等に取り組むとともに、それらの情報を発信しながら、担い手の期待に応える生産資材価格の実現に努めます。
- イ. 普及センター等との連携により、コスト低減技術やロボット技術・ICTを活用したスマート農業のモデル的導入・普及を推進し、コスト低減・省力化を図ります。
特に、米では多収品種の導入と作期分散、GIS農地管理での広域化による効率運営を進めるほか、水田の畑地化を進め、園芸作物等の高収益作物の導入を図ります。
- ウ. 農機レンタル・リース・シェアリース⁸等の活用や、省力資材の農家への普及拡大を図ります。
また、共同利用施設の更新や再編整備とJA間・担い手との連携による施設利用の効率化を進めます。

⁸ 農機レンタル : JA・全農が保有している農機を生産者が借り受ける。
リース : リース会社の農機を借り受け、生産者が管理し使用する。
シェアリース : リース会社の農機を借り受け、複数人の生産者が予め決めた期間を順番に使用する。

中央会・連合会取り組み事項

(1) 担い手農業者へ出向く体制の強化・支援と営農指導の強化

- ア. 中央会、全農は、担い手農業者の個別支援を拡充するため、より高度な営農指導員・TAC等の人材育成・研修対応をすすめるとともに、販売・購買および生産技術等の情報をJAに提供し、担い手農業者に出向く体制を支援・補完する機能を強化します。
- イ. 信連は、JAとともに担い手農業者に対する資金相談に向け、担い手金融リーダー・MA・信用担当者等の農業融資に係る人材育成・研修対応を進めるとともに、担い手農業者に出向く体制を支援・補完します。

(2) 担い手農業者の育成と生産力強化支援

- ア. 全農は、担い手の規模拡大や経営多角化を支援するため、農作業受託・請負事業等のマッチング、農作業の省力化・機械化等を進めます。また、中央会は制度主旨をふまえた外国人技能実習生制度や新たな外国人材の活用に向けた取り組みを進めます。
- イ. 中央会、全農は、県及び農林振興公社と連携し、県内外に向けた新規就農情報の発信や就農希望者の募集、雇用就農に係るマッチング等、支援の強化を図ります。
- ウ. 中央会は、農地集積・集約化、集落営農の組織化・法人化、JA出資型農業法人の経営健全化に向けたJAの取り組みを支援します。

(3) 生産トータルコスト低減の取り組み

- ア. 全農は、肥料の銘柄集約、大型規格農薬、生産者へ肥料の満車直送を進めることで資材コストの低減に取り組みます。
- イ. 全農は、生産者の声を反映した（機能を限定した）低価格農機の開発・普及と農機レンタル・リース・シェアリースを拡大し、生産トータルコストを引き下げます。
- ウ. 中央会、全農は、普及センター等関係機関と連携し、土壌診断にもとづく適正施肥によるコスト低減や、省力化資材及び省力化技術の実証、スマート農業の導入検証により、生産トータルコスト低減技術の普及と優良事例の横展開に取り組みます。
- エ. 全農は、JAと協力し、共同利用・販売強化を目的に米の保管施設の充実を図ります。
- オ. 信連は、担い手農業者への貸出に各種利子助成・補給を行い、担い手農業者のコスト低減に取り組みます。
また、JAと協力し、各種利子助成等制度のPR等を通じて、担い手農業者への制度の周知に努めます。
- カ. 共済連は、農業リスク診断活動を通じてリスク対策の提案や保障提供を行うことにより、農業者の事業・生産基盤の安定化に取り組みます。
- キ. 全農、中央会、信連は、生産トータルコスト低減に向け、作物・規模・栽培技術別の経営管理など、複合的な取り組みを支援します。

重要戦略 3. 所得増大に向けた農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）の強化

3年後目指すもの

J Aの総合機能を発揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営管理支援（農業経営コンサルティング）として経営分析や経営改善指導にもとづき農業経営収支の改善を後押しし、継続して農業所得増大を目指します。

JA 取り組み事項

（1）記帳代行事業の全 J A実施と会員の拡大

- ア. 記帳代行導入 J Aは、記帳代行会員数の増加対策に取り組むとともに、総合情報システム（販売・購買）やお知らせシステム等の経営分析ツールを活用した農業経営コンサルティングを実施します。
- イ. 記帳代行未導入 J Aは、記帳代行事業の導入にあたっての環境整備とその導入を図ります。
- ウ. 記帳代行事業の事務集中型 J Aは、記帳代行会員である農業経営体の経営内容を掌握しやすい単独型への早期移行を図ります。
- エ. 家族間、集落営農組織、さらには第三者に対する事業承継のニーズに対応します。

（2）農業経営コンサルティング実施のための体制整備

- ア. 資格取得や研修など農業経営コンサルティングに関する知識や生産技術の習得により、農業経営管理支援を担う担当者を育成します。
- イ. 農業経営体のニーズに対応するため、農業経営管理専門部署に農業関連融資等の知識を有した信用・共済事業部門職員、営農技術部門職員による部門間連携チームを編成し、農業経営コンサルティングを実施します。
- ウ. 農業経営体の希望に応じたサービスを実践するために、農業経営管理支援専門部署を設置し体制整備を行います。
- エ. 普及センター、行政等と連携して産地のモデルとなる農業経営体の育成を進めます。

中央会・連合会取り組み事項

（1）記帳代行事業および農業経営コンサルティング実施に向けた支援の実施

- ア. 中央会は、記帳代行未導入 J Aに対して、記帳代行事業の導入にあたっての環境整備に向けた支援を行います。
- イ. 中央会は、記帳代行導入 J Aに対して、新たな会員ニーズに応えるなどの記帳代行会員数の増加対策と農業経営コンサルティング実施に向けた体制拡充支援を実施します。
- ウ. 中央会は、記帳代行事業の事務集中型 J Aに対して、単独型への移行に向けた体制整備等にかかる支援を実施します。

エ．中央会、全農は、家族間、集落営農組織、さらには第三者に対する事業承継のニーズに対応するための支援を実施します。

(2) 法人化支援、法人支援の実施

中央会、信連、全農は、茨城県農業参入等支援センターと連携した法人化支援、法人支援を実施します。

(3) 農業経営分析ツールの強化と経営分析の実施

中央会は、農業経営分析ツールの拡充強化を図るとともに、記帳代行から蓄積された決算・税務申告データ及び総合情報システム（販売・購買）やお知らせシステムのデータを活用し、各種経営分析を実施します。

(4) 県域組織による支援体制の強化

中央会、信連、全農、共済連は、J Aの農家経営管理支援事業（経営分析や経営改善指導）に関する取り組みへの支援として、J A茨城県域担い手支援協議会を中心に、中央会を窓口として県域一体となった支援体制の強化を図り、担い手サポートを主眼とした総合的支援を実施します。

Ⅱ. 地域・暮らし

地域と暮らしを豊かにする 協同組合運動の実践

<重要戦略>

地域と暮らしを豊かにする協同組合運動の実践

重要戦略 地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践

3年後目指すもの

○くらしの活動による地域貢献活動の充実

くらしの活動の定着化により、組合員および地域住民とのつながりを強化し、事業基盤の強化を目指します。

○他の協同組合等と連携した地域貢献活動の充実

様々な協同組合等と連携し、地域貢献活動の充実を目指します。

JA 取り組み事項

(1) くらしの活動による地域貢献活動の充実

ア. JAの総合事業を活かしたくらしの活動を通じて、組合員および地域住民等と一体となった「豊かでくらしやすい」地域づくりの実現に貢献します。

イ. 1支店・事業所、1役職員、1協同活動による「働く場所」や「住む場所」を基点とした協同活動の継続、強化を図ります。

ウ. 青年部・女性部等と連携し、将来を担う子ども達への食農教育の実施や、高齢者見守り活動など助け合い活動の充実を図ります。

(2) 他の協同組合等と連携した地域貢献活動の充実

地域における生協等との連携を更に拡大し、子ども達による農産物の販売体験（キッズ・マルシェ）の実施、子ども食堂による居場所づくり等に取り組みます。

中央会・連合会取り組み事項

(1) くらしの活動による地域貢献活動の充実

ア. 中央会、連合会は、JAにおけるくらしの活動の拡充・定着化へ向けた支援を行います。

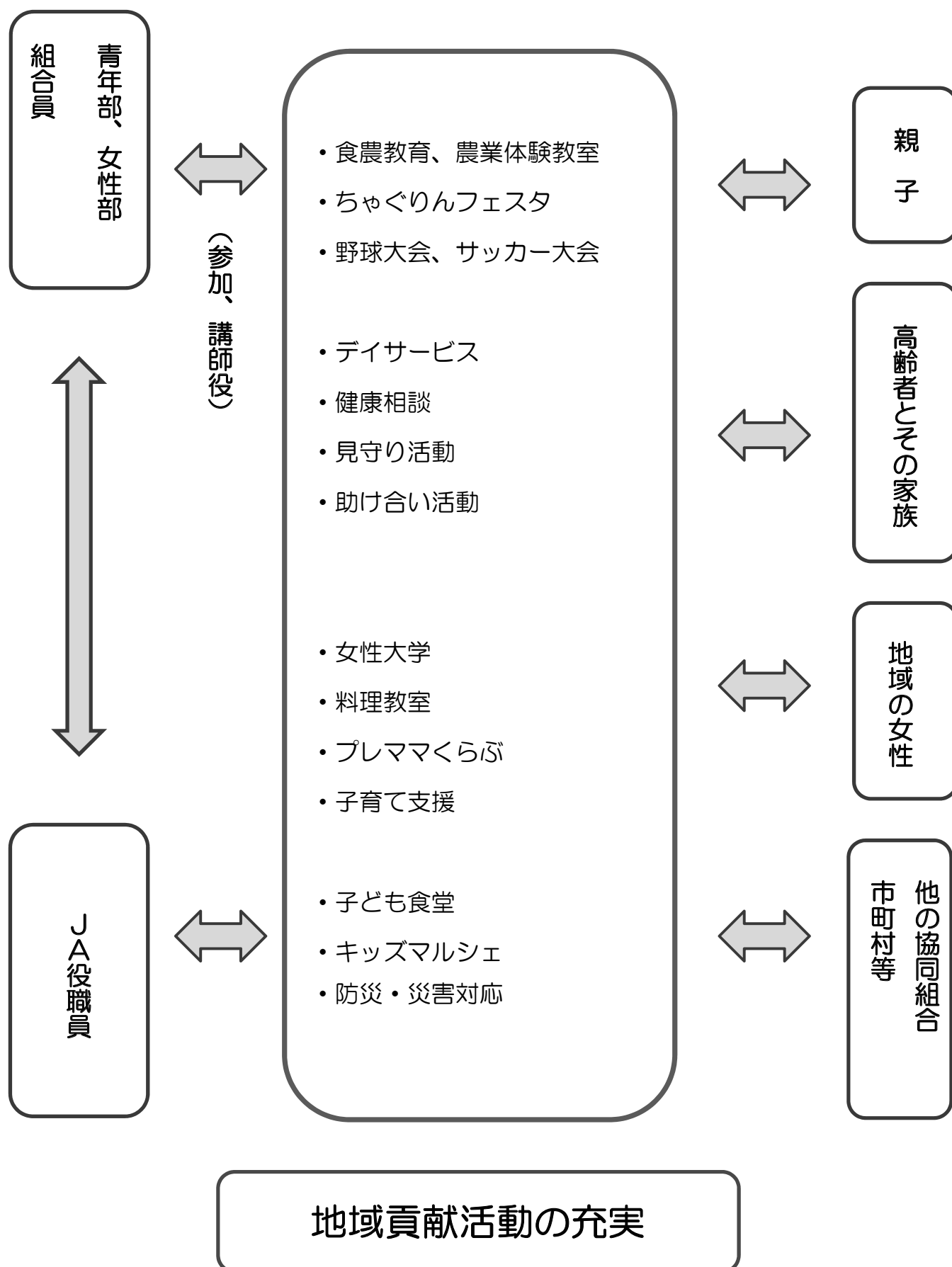
イ. 厚生連は、看護師や管理栄養士による健康講話や健康相談、理学療法士による健康体操など、健康意識の啓発活動に取り組みます。

ウ. 共済連は、中央会および各連合会と連携しJAが実施するくらしの活動等への支援（JA共済くらしの活動助成）に継続して取り組みます。

(2) 他の協同組合と連携した地域貢献活動の充実

中央会、連合会は、「協同組合ネットいばらき」を通じ、JAとともに他の協同組合との相互交流を更に拡げます。

地域住民・組合員との関係を築く JAくらしの活動



Ⅲ. 組織・経営

ＪＡ自己改革を実現するための 組織・事業基盤の拡充強化

＜重要戦略＞

- 1 ＪＡの存在価値（意義）を高める「人財」育成
- 2 組織再編（合併・本支店体制整備）の進展を活かした
高度なＪＡ経営の実践
- 3 ＪＡ事業・活動への組合員の参画促進

重要戦略 1. JAの存在価値（意義）を高める「人財」育成

3年後目指すもの

地域組合員やJA役職員間の相互交流や学習活動を通して相互研鑽を図り、JAの新たな価値を創造する地域のリーダーとJA組織におけるリーダーを育成し、JA自己改革の完遂を目指します。

JA取り組み事項

（1）JA役職員行動基準の実践

役職員1人1人の役職員行動基準の浸透と実践により、地域活力の向上等に貢献する社会性あふれる役職員の育成に取り組みます。

（2）協同組合運動にかかる学習会、座談会の拡充

「協同組合塾」や「総代学習会」など組合員、役職員が協同組合運動の意義や実践方法などを学び合う場の設定や、青年組織などの次世代経営者、女性組織を対象とした研修会などを開催し、組織力強化に取り組みます。

（3）JA教育研修計画に基づく役職員学習・研修会の着実な実践

教育研修履歴管理システムを活用した、JA教育研修計画の着実な実践により、JA役職員の総合力向上に取り組みます。

また、同時に各種資格の取得を推奨し、高いスキルを持った職員の育成に取り組みます。

（4）職員教育体系に基づく計画的なリーダーの育成と確保

職員教育体系に基づき、県域が主催する階層別研修会への参加や、近隣JA又は近隣県JAと協力してブロック学習会などの場を設置し、JA自己改革の実践に積極的に取り組み戦略的思考とビジネス感覚を備えた人財を計画的に育成します。

（5）専門性に配慮した採用と人員配置の実践

「JA人事労務教育基本方針」（平成24年度に全JAが策定）に基づき、専門性に配慮した職員の採用・確保（有資格者等の中途採用を含む）にあたりとともに、能力開発と適切な評価・適正配置などにより職員が長くJAに従事し、最大限の力を発揮する動機づけを行う対策を講じます。

（6）働きやすい職場環境の整備により多様な人財が活躍できる職場づくりの実践

育児・介護関連制度や高齢層雇用促進制度の拡充、障害者・非正規雇用者の活躍支援、女性のキャリア形成支援などの取り組みと併せて、経営者が率先して職場風土の改善、労務管理体制の整備・強化に取り組み、職員目線に立った労働環境の向上を図る『働き方改革』を実践することで、仕事への意欲、協力への意欲が高い職場づくりに取り組みます。

(1) 役職員行動基準の定着

中央会は、階層別研修会等にて役職員行動基準の必要性に関する認識向上を図り、浸透と運用の促進、定着に向けた仕組みづくりなどの優良事例の提供や定期的検証により役職員行動基準の着実な実践に取り組みます。

(2) J A役職員、組合員学習会等の運営支援

中央会は、「協同組合塾」や「総代学習会」、青年部組織を対象とした「経営マネジメント研修会」など目的と研修対象に応じた学びの場を企画・提供し、組合員、J A職員間の交流促進を図ります。

(3) J A・連合会と一体となった総合的かつ専門的教育の実践

中央会、連合会は、J A教育研修計画（計画的な職員教育体系）に基づき、J A業務を遂行するうえで必要な専門知識・技能の習得を総合的に支援するため、J Aグループ茨城の優秀人財の育成と活用促進により教育研修の実効性を高めます。

(4) 専門能力を有する職員採用と適切な人員配置が可能となる諸制度の整備・運用支援

中央会は、J A総合事業を支える職員の能力開発支援（キャリア形成支援）や諸人事制度の整備、運用促進に向けた研修会や情報交換の場を設置することで、環境変化に柔軟に適応し、求められる課題を遂行できる職員育成に取り組みます。

(5) 初級層職員の育成支援制度創設による組織力強化

中央会は、連合会等の協力の下、初級層の職員に焦点をあて、ア．協同組合理念教育、イ．J A主要事業論教育、ウ．業務に必要な資格試験対策などをカリキュラム化した学習会（数カ月に1回程度、複数J Aを集めたブロック研修会等）を実践することで、早期におけるJ A職員としての意識の醸成や幅の広い人脈形成、相互研鑽による対応力向上を図り、将来に向けた組織基盤強化を支援します。

重要戦略 2. 組織再編（合併・本支店体制整備）の進展を活かした 高度な J A 経営の実践

3 年後目指すもの

県内 J A は、前 3 カ年までに実現した組織再編（合併⁹・本支店体制整備）の進展を活かしたより高度な J A 経営を実現します。このため、収益構造の変化に対応した事業モデルへの転換等を図ります。なお、環境変化等に応じた更なる体制整備の検討が必要な場合は柔軟に対応します。

マイナス金利情勢の影響などによる信用共済事業の収益悪化にも対応し、また、営農経済事業の適正利益の確保に取り組むことで、自己改革を支える健全経営（総合事業体制）を維持し、組合員・利用者の期待に応えます。

経営成果として、財務 3 指標（労働生産性、事業管理費比率、労働分配率）を達成し、組合員への利益還元を継続実施します。

JA 取り組み事項

（1）事業モデルの転換等による労働生産性の維持・向上

県内 J A は、次の施策を実施し、事業モデルの転換等を図り部門別・場所別労働生産性を維持・向上させます。

ア. 信用共済事業の取り組み

「J A グループ茨城本支店体制整備方針」に基づき整備進展した本支店体制のもとで、採算性を重視した渉外活動、効率的な余裕金運用、自動化機器や A I 等の新しい技術・システム・内部統制（I T 統制含む）の活用による事務の合理化・効率化を実施して、厳しい環境の中でも収支改善につながる事業モデルへの転換を図ります。

この事業モデル転換により生じた経営資源は、営農経済事業等に信用共済事業のスキルを融合させた新しいサービス提供にシフトします。

イ. 営農経済事業の取り組み

組合員の農業所得増大を実現し、かつ J A 収益増加に向け、施設・要員の再編を進め、事業モデルの再構築を図ります。

< 具体的取り組み（例） >

（ア）施設の広域利用及び事業の共同運営等による効率化

（イ）J A の各種施策による農業所得の増大実績を背景に、事業運営上必要な経費に見合う販売手数料・利用料等水準の設定

（ウ）J A 内経営資源のシフト（人員増・投資等）による組合員サービスレベル向上

- ・信用共済事業ノウハウの受入による交渉スキルアップ、与信管理の徹底、農家組合員の経営管理支援

- ・担い手法人への J A 自らの出資・出えん（法人の財務強化及び J A との関係強化）

⁹ 合併：第 27 回県 J A 大会決議による「合併の完結」を指す。同大会決議にもとづき、合併実現 J A は、経営資源の集中再配分を生かしたより高度な経営を、合併に参加しない J A は、自らの J A の経営資源による高度な経営を、目指すことを指す。

ウ．事業共通の取り組み

給与計算や決算処理等 J A 共通の管理業務について、更なる効率化を実現しコスト削減を図ります。

(2) 経営成果（適正水準の利益確保）に伴う組合員利益還元の継続実施

上記の事業モデル転換を取り込んだ単年度事業計画の策定時から財務 3 指標達成を反映した計画を策定し、P D C A に基づく計画の進捗管理を行うことにより、事業計画の確実な達成および財務 3 指標の達成に取り組めます。

また、組合員への利益還元を目的に割戻しの充実や配当性向を高めた剰余金処分（利用分量配当優先）を行います。

中央会・連合会取り組み事項

中央会、信連、全農、共済連は、J A の事業モデル転換のために以下のような県域方針を策定し、J A と協議・調整のうえ、必要な支援を行います。

(1) 信用共済事業

ア．中央会、信連、共済連は、採算性を重視した「(仮称) 渉外活動指針」や内部統制構築を前提とした「(仮称) 事務合理化・効率化指針」等を策定します。

イ．信連は、J A の資金運用強化にあたっての体制整備や、収支安定を図る A L M¹⁰の高度化を支援します。また、融資業務および資金運用業務に携わる職員の育成プログラムを策定・実行し、J A の収益力強化および経営基盤を支える人財の育成に取り組めます。

ウ．共済連は、J A 指導・サポート体制を構築し、さらなる事務負荷軽減と推進力強化のため、J A の事業基盤の確保に向けた共済事業再構築を支援します。また、ライフアドバイザー (L A) およびスマイルサポーターの育成支援の高度化を図ることで J A の事業基盤の強化に取り組めます。

(2) 営農経済事業

中央会、全農は、J A と協力して施設の広域利用・共同運営等の有効活用策や、効率性・競争力強化を前提とした事業の一体的運営を含む、事業採算性の確保をめざす「(仮称) J A グループ茨城営農経済事業マスタープラン」を構築、実践し、営農経済事業の適正利益の確保を支援します。

(3) 事業共通

ア．中央会は、部門別・場所別の損益管理の徹底を前提に、財務 3 指標を部門別に設定し、事業モデル転換の目安を示します。

イ．中央会は、総合情報システム等の I T システムを駆使して J A の管理業務を一元的に運用受託することにより、J A の事務コストの低減を支援します。

ウ．中央会は、J A の内部統制システム¹¹の適切な構築・運用を支援します。事業モデル転換に取り組む上でも、会計監査人監査対応を含む健全性の高い経営が確保されるよう支援します。

¹⁰ ALM:「Asset Liability Management」の略で、「資産・負債の総合管理」のこと。金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどのリスクをコントロールしながら、将来的な資産と負債バランスの適性化を図り、収益の最大化を目指すこと。

¹¹ 内部統制システム:各事業の業務処理内部統制に加え、J A 全体のガバナンスやコンプライアンス態勢を整え、これが確実に実行され、かつチェックするための仕組みを構築していくもの。

重要戦略3. J A事業・活動への組合員の参画促進

3年後目指すもの

J Aの事業・活動がこれまで以上に組合員の意見・要望を反映したものとなり、組合員からの評価が高まった状態を目指します。

特に構成割合が高まりつつある准組合員について、J A・地域農業への理解を深めるとともに、准組合員の意見・要望がJ Aの事業・活動に反映されている状態を目指します。

J A取り組み事項

(1) 准組合員の意思反映・運営参画

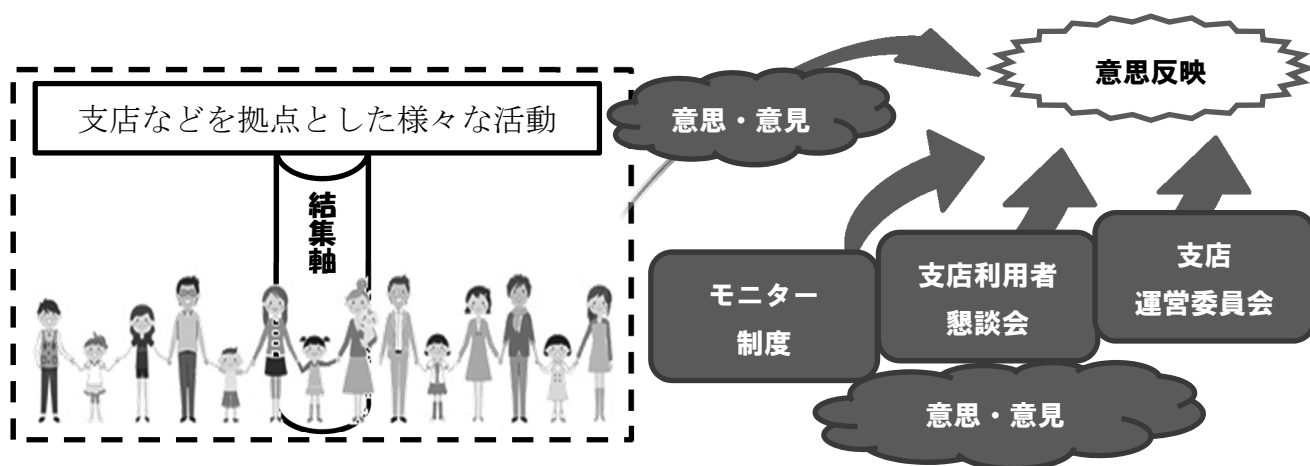
准組合員に対して、次の取り組みを展開します。

ア. 訪問による対話活動の他、J A広報誌、統一広報紙、支店だよりの配布、新聞折り込み、利用者懇談会やくらしの活動の促進等を通じ、積極的な働きかけにより、地域農業と協同組合への理解を深める活動を展開します。

イ. 准組合員を、事業利用を通して地域農業を応援する「農業振興サポーター」と位置づけるとともに、新規及び既存の組合員に対して周知します。

また、支店などを拠点とした目的別の活動への参加等（例えば、趣味の活動など）を通じてJ Aへの幅広い意見を募ります。

ウ. 准組合員からの意思をより運営・経営に反映させるため、モニター制度や支店利用者懇談会、支店運営委員会など、地域の実態に合った運営・経営参画を進めます。



(2) 組合員との対話活動の定着化

組合員との対話を定着化することによって、意見・要望を常に把握し、J Aの事業・活動に反映させることで組合員との関係性を強化します。

中央会・連合会取り組み事項

(1) 組合員との関係性構築に向けた企画・実践支援

中央会は、J Aの担当部署と連携しながら、組合員との関係性構築の企画・実践の支援を行うとともに、優良事例の情報提供を行います。

大会議案共通取り組み事項

食料・農業・JAへの理解醸成

大会議案ならびにJA自己改革の取り組みは、農政活動や様々な場面での情報発信により、組合員・地域住民等に継続的に伝え、食料・農業・JAに対する理解醸成の向上につなげていかなければなりません。

単に伝えるだけでなく、伝わるものにしていく必要があることから、役職員全員の理解のもと、受け手である組合員・地域住民目線に配慮し、創意工夫した取り組みを更に強化していきます。

JA 取り組み事項

(1) 職場における情報発信意識の共有

全職員研修会、支店・事業所研修、役員研修、役員巡回など様々な場面で、役職員が食料・農業・JAに対する組合員・地域住民への理解醸成の必要性を理解・共有します。

(2) 拠点を活用した情報発信の充実

支店や直売所等の利用者はJAの参画・親しみの意識が比較的高いことから、広報の重要な拠点のひとつと位置づけ、拠点内での自己改革取り組み状況紹介スペースの設置、統一広報紙・支店だよりの発行やイベント、直売所ファンクラブ等を通じた組合員・地域住民への情報発信強化を実践します。

(3) 対象者層に応じた情報発信

組合員・地域住民それぞれの関心や特性に応じた内容と適切な手段の複合的活用(広報紙誌やホームページ、SNS等)による情報発信強化をはかります。

中央会・連合会取り組み事項

(1) JA広報活動の促進支援

中央会は、広報資材の提供や広報活動に関する情報発信を行い、JAでの広報活動促進を支援します。

(2) 県域広報活動の展開

中央会・信連・厚生連・全農・共済連は、県内マスメディアとの連携を基本に、パブリシティ(報道関係者への情報提供)を重視した広報活動に取り組むとともに、SNSや動画配信サービスなどのソーシャルメディアを積極的に活用します。

議案補足資料

前回大会決議の取り組みの実績と今後の方向性

<農業>

前回大会に掲げた取り組み	これまでの実績
重要戦略1:販売力強化	
(1) マーケットイン(消費者ニーズ・実需者ニーズ)に基づく契約販売、買取販売の拡大	販売高合計(受託・買取合計)は、平成27年度と比較して112億円増加。 平成29年度:1,377億円 / 平成27年度:1,265億円 / 増加率:8.8% 買取販売高は、平成27年度と比較して42億円増加。 平成29年度:127億円 / 平成27年度:85億円 / 増加率:44.4% 青果物の委託販売では、単価高および契約品目の取り組み拡大、新規品目の導入等による増加が見られる。 買取販売高の増加は、買取米の増加が主な要因。
(2) 農商工連携6次産業化による農産物の高付加価値化の強化	JA常陸では産学連携による茨城キリスト大学と地域特産を活用した新商品共同開発・販売(アイス、ゆずこんにやくゼリー)。JA稲敷では、江戸崎かぼちゃのポタージュをセブンイレブンジャパンと共同開発。JAほこたでは高校と連携して、商品・レシピ開発。JA稲敷、JA茨城かすみ、JA土浦、JAつくば市谷田部では、企業他取引先へ原料を供給して商品開発を進めている。 また、加工業者等と商品化に向けた検討を進めているJAもある。
(3) 直売所を通じた販売力強化	直売所受託販売高は、平成27年度と比較して8億円増加。 平成29年度:76億円 / 平成27年度:68億円 / 増加率:11.7% 出荷会員平均売上額は、平成27年度と比較して37千円増加。 平成29年度:626千円 / 平成27年度:589千円 / 増加率:6.3% 来客数合計は平成27年度と比較して171千人増加。 平成29年度:9,012千人 / 平成27年度:8,841千人 / 増加率:1.9%
(4) 農畜産物ブランドイメージの向上	JAなめがたでは、焼き芋に適した良食味カンショの生産・出荷、積極的なPR、6次化により耕地面積・販売高が増加し、所得増大に貢献。その結果、甘藷部会連絡協議会が日本農業賞(H28)、天皇杯(H29)を受賞。 JA稲敷の江戸崎かぼちゃはGI(地理的表示保護制度)登録(H27)以降、取引先の増加により、所得安定に貢献している。また、JA水戸の柔甘ねぎが平成30年2月にGI登録された。 農産物輸出は平成27年と比較して119トン増加。 平成29年度:136トン / 平成27年度:17トン / 増加率:700% (平成27年度はかんしょのみの取扱い、平成29年度は梨、かんしょ等) JAによっては海外商談会への参加(4JA)、いばらき農林水産物等輸出促進協議会、商社等との輸出に向けた海外マーケット情勢に対する情報収集に取り組んでいる。 JAグループ茨城として、段ボール(園芸販売用)の統一意匠の普及により、本県農畜産物の認知度向上に取り組んでいる。

今後の方向性	今回の大会議案項目
需給の安定に向けた取り組み(飼料用米の推進、生産数量目標への取り組み等)や買取・契約販売の強化が所得増大に貢献している。 引き続き、買取・契約販売の強化と、飼料用米の取扱いや生産数量目安に対する超過作付削減等の需給の安定に向けた取り組みの継続、加工・業務用向けなども含め、実需者ニーズに基づく販売の拡大に取り組む必要がある。	(1) マーケットインに基づく契約販売、買取販売の拡大、農業所得の安定化 (3) 国の米政策見直し後の実需者ニーズに応える米づくりの推進
JAにおいて所得増大に貢献すべく付加価値強化と販路拡大を進めている。 6次化・農商工連携では、外部(加工業者・販売先等)およびJA部署間(商品化部署と販売担当部署)等の連携を十分に行う必要がある。	
直売所診断等を通じた店舗運営見直し、消費者向けイベント、出荷者向け講習会による集客力・商品の品質向上を図り、直売所受託販売高および出荷者一人当たりの平均売上額の増加に貢献している。 引き続き販売力を高める店舗づくり、直売所間連携による販路拡大、情報発信による利用者の囲い込み等の必要がある。	(4) 直売所を通じた販売力強化
ブランドイメージの向上により、販売価格の安定、所得増大に寄与できているJAがある。 様々な場面での効果的な消費宣伝等を通じた知名度アップに引き続き取り組む必要がある。 また、東京オリンピックを控え、実需者から信頼を得るうえで、GAPへの対応も重要度が増している。(参照「2. 改めて認識すべき情勢(1)自由貿易・国際化の一層の進展と期待される協同組合の役割 P. 8」) 海外商談会や輸出による知名度向上にはつながっている。 今後、海外商談会、マーケット調査等による安定した販路の確保、輸出体制の構築、輸出コスト等を踏まえた事業展開の検討を行う必要がある。	(2) 農畜産物のブランドイメージの向上

前回大会に掲げた取り組み	これまでの実績
重要戦略2:生産力強化とコスト低減	
(1) 水田農業政策への積極的な取り組み	本県の主食用米の生産数量目標に対する超過作付面積は、平成27年度と比較して114ha減少。 平成29年度:3,388ha / 平成27年度:3,502ha / 減少率:3.3% 飼料用米面積は、平成27年度と比較して1,493ha増加。 平成29年度:8,504ha / 平成27年度:7,011ha / 増加率:21.3%
(2) コスト低減・省力化支援	「農業所得増大・地域活性化応援プログラム」県域企画応援事業の活用実績。 ・農業機械導入助成 H29:405件・165,250千円、H28:164件・68,000千円 ・担い手農業者に対する利子助成(新認定農業者育成特別資金) H29:1820件・27,084千円、H28:916件・8,940千円 ・農業近代化資金保証料助成 H29:70件・8,641千円、H28:30件・3,798千円 コスト低減・省力化に向けた技術として、密苗、直播、育苗箱処理等の栽培実証、現地検討会等による普及を進めた。 農地情報を管理するGISシステムは4JAで導入されている。 肥料の銘柄集約、農薬の担い手直送大型規格・品目集約、農機の集約化、最有利先からの仕入、大口奨励措置などの様々な施策を実践している。 (全農茨城県本部自己改革取り組み成果より) 主な29年度実績 ・肥料:BB肥料の広域取扱いによる価格引き下げ(窒素1%あたり16%引下げ) ・農薬:担い手直送大型規格による低コスト化(通常価格(1kg)比較▲278円/kgを実施(規格50kgの場合)) ・農業機械:全国選定機種(乗用田植機(受注12台 価格4%引き下げ)、76馬力トラクター(受注2台 5%引き下げ) 他県連携での共同購入(25馬力トラクター(受注4台 3%引き下げ)、畦草刈機(受注40台 2%引き下げ)
(3) 担い手農家の育成と生産力強化支援	外国人技能実習生の受入れについては、9JAが監理団体となり、組合員が受入を行っている。また、協同組合エコ・リードを通じて組合員が実習生を受入しているJAもある。 中央会および一部JAにおいて、茨城県農林振興公社主催の「新・農業人フェア」に出展(H29:3回、H28:5回)し、就農相談対応を実施。 17JAにおいて、農地中間管理機構との業務受委託契約を締結。平成28年度末現在での担い手への集積率は29.3%になっている。(全国平均54%) 一部JAのJA出資型法人で、新規就農者の受入による就農者育成に取り組んでいる。
(4) 担い手農家への出向く体制拡充	19JAにおいてTACまたは営農指導・渉外担当者による担い手農家に出向く体制が整備されている。 全農茨城県本部と信連の専任チームによる県域選定担い手への出向く体制により平成29年度1,341回(前年1,052回)の訪問を実施し、融資実行、直送配送等によるコスト低減に貢献している。

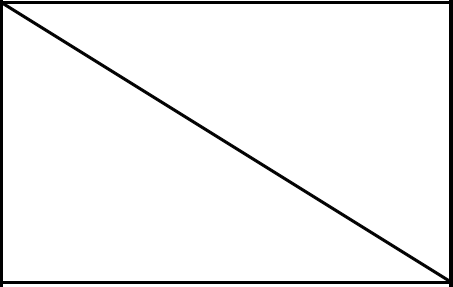
今後の方向性	今回の大会議案項目
超過作付削減への取り組み、飼料用米への誘導等により、需給バランスに貢献することで、米価の安定につながっている。 引き続き、生産数量目安に対する超過作付削減に向けた取り組みや飼料用米の栽培実証等による飼料用米への誘導など、需給安定に向けた取り組みが必要である。	(3) 生産トータルコスト低減の取り組み
農業機械導入助成、農業貸出の利子助成により、コスト低減に貢献している。 密苗、直播、育苗箱処理等の一部JAでの導入が進み、コスト低減につながっている。 GISシステムの活用は、効率的な圃場管理や空中散布につながっている。 引き続き、コスト低減・省力化に向けて、ICT等を活用した省力化技術の普及支援・定着化や助成措置等に取り組む必要がある。 (参照「2. 改めて認識すべき情勢(2)②ICT等の技術革新によるスマート農業の進展 P. 9」)	
JA・連合会が様々な施策に取り組むことで、生産者の生産コスト低減に寄与している。 引き続きJA・連合会が連携し、生産トータルコスト低減に向けた実践に取り組む必要がある。	
本県農業において外国人技能実習生が農業生産力の維持に欠かせないものになっているが、外国人技能実習生以外の労働力の確保も難しい情勢にある。(参照「2. 改めて認識すべき情勢(2)①農業労働力 P. 8」) JA出資型法人での新規就農者の受入により、担い手農家の育成に貢献している。 引き続き、外国人技能実習生をはじめとした労働力支援対策への取り組みや新規就農支援、担い手農家への農地集積・集約化、集落営農の組織化・法人化等に向けた支援に取り組む必要がある。	(2) 担い手農業者の育成と生産力強化支援
営農指導、TACによる出向く体制の強化が図られており、生産力強化・コスト低減に向けた提案の実現により、生産トータルコスト低減に寄与している。 中央会・全農の研修やJA内研修等による資質向上、総合事業としての経営支援を図り、出向く体制の整備・強化に引き続き取り組む必要がある。	(1) 担い手農業者へ出向く体制の拡充と営農指導の強化

前回大会に掲げた取り組み	これまでの実績
重要戦略3:農家経営管理支援(農家コンサルティング)の強化	
(1) 経営管理支援対象者の拡大	記帳代行会員は、平成27年度と比較して182人増加。 平成29年度:1,056名(16JA) / 平成27年:874人(15JA) / 増加率:20.8% 記帳代行制度に参加する農業世帯所得(平均額)は、平成27年度と比較して891千円増加。 平成29年度:8,064千円 / 平成27年度:7,173千円 / 増加率:12.4%
(2) 農家経営管理支援に向けた体制整備	JA職員が中央会での1年間の記帳代行業務の実務研修を受け(H28:2名、H29:2名)、JAでの体制構築が進んでいる。 また、中央会が主催する農業税務・農業簿記等の研修会、JA内研修会等によるJA担当者の資質・記帳代行対応力向上を進めている。

今後の方向性	今回の大会議案項目	
		⇒重要戦略3:農業経営管理支援(農業コンサルティング)の強化
記帳代行制度に参加する組合員の農業世帯所得増加に、農業経営管理支援事業が寄与している。 今後は、記帳代行事業の事務集中型から、より現場目線に立ったJA単独型による農家コンサルティングの充実が必要である。		(1) 記帳代行事業の全JA実施と会員の拡大
JAにおける農家経営管理支援に向けた体制整備は進んでいる。 専門性を高め、現場での実務対応が可能となる職員を育成するための実践研修を引き続き継続する必要がある。 また、JA内での部門横断的な体制整備による総合的な農業経営管理支援体制を構築する必要がある。		(2) 農業経営コンサルティング実施のための体制整備

<地域・くらし>

前回大会に掲げた取り組み	これまでの実績
重要戦略1: 1支店・事業所、1役職員 1 協同活動の実践	
(1) 地域貢献などの協同活動の拡大	<「働く場所」を基点とした活動> (平成30年1月末) 計画値: 全20JA / 実績値: 19JA / 達成率: 95% <「住む場所」を基点とした活動> (平成30年1月末) 計画値: 全20JA / 実績値: 16JA / 達成率: 80%
(2) 協同活動年間計画の策定	くらしの活動や111協同活動に係る基本方針を11JAで策定(平成30年1月末)。うち4JAでは年間計画も策定。 また、10JAで今後単年度計画の策定を予定。活動の実施計画を策定する意識づけが浸透してきている。
重要戦略2: 協同組合間連携の拡充強化	
(1) 協同組合間の事業連携	「協同組合ネットいばらき」会員数 44団体: 平成30年1月末 ア. 協同組合ネットいばらきが、平成29年度に日本協同組合学会賞「実践賞」を受賞 イ. いばらきコープ・茨城保健生協・パルシステム茨城栃木などと連携した「子ども食堂」の実施 ウ. 県生協連と連携した「いばらきまるごと健康づくり」の実施 エ. パルシステム茨城とJA茨城県厚生連との連携によるピンクリボン講演会の実施 オ. 県生協連と連携した「いばらきまるごと健康づくり」、平和について考え行動する「ピースアクション」の実施 カ. 茨城大学ボランティア講座の実施
重要戦略3: JAグループ茨城一体となった地域広報活動の強化	
(1) 職場における広報活動の実践 (2) 対象者に応じた広報活動の実践 (3) 意見・要望の積極的収集	「支店・事業所だより」発行が6JA・40支店(平成30年1月末141支店 達成率が28%)まで拡大した。

今後の方向性	今回の大会議案項目
ほとんどのJAで実施が進んでいる。引き続き実施をしていくとともに、協同活動の継続、強化が必要である。 ※今後は「計画策定」ではなく「実践」の時期なので、議案項目には挙げない。	重要戦略：地域とくらしを豊かにする 協同組合運動の実践 (1) くらしの活動による地域貢献活動の充実  (2) 他の協同組合等と連携した地域貢献活動の充実
会員相互の地域協同組合間連携が具体的に進み、実施・定着化してきた。 今後も継続・強化が必要である。 引き続き「広報活動」はもとより、さらに広範な理解醸成が必要となる。JA自己改革の成果を、組合員・地域住民へ「伝わる」情報発信が重要となる。 「地域・くらし」分野のみでなく、食料・農業・JAへの理解醸成の取り組み強化が必要である。	共通取り組み事項：食料・農業・JAへの理解醸成 (1) 職場における情報発信意識の共有 (3) 対象者層に応じた情報発信 (2) 拠点を活用した情報発信の充実

<組織・経営>

前回大会に掲げた取り組み	これまでの実績
--------------	---------

重要戦略1:<人材力> JA自己改革を支える「人財」育成と確保

(1) 自己改革を目指す組合員・役職員像と行動基準の設置	計画値:全JAで行動基準の設定 実績値:全JAで設定完了 達成率:100%
(2) 協同組合運動にかかる学習会の設置	JA常総ひかりでは、「店舗マネジメント研修会」を通じて支店の環境分析を行い、支店を軸とした「111協同活動」に取り組んだ。
(3) 本支店・事業所を基点とした講座の設置	
(4) 役員学習・研修会の充実	非常勤理事の中央会主催研修会への出席率は、H27:15%からH29:43%に向上したものの、依然として低位である。
(5) JA自己改革を実践する職員教育体系の整備	計画値:全JAで年度別教育研修計画を策定 実績値:全JAで策定完了 達成率:100% 計画的な研修受講と受講状況に関する自主評価を行った。
(6) 専門性に配慮した採用と人事配置の実践	新規採用職員に対しては、県統一採用試験結果のフィードバックにより、適性に応じた部門等への配属に努めた。 既存職員については、教育研修履歴管理システムを活用し、研修受講履歴、保有資格状況等を考慮した適材適所での配属に努めた。

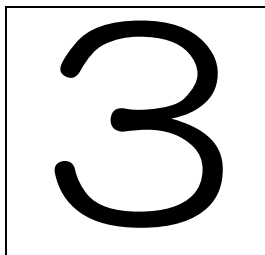
重要戦略2:<組織力> 組織再編(合併)の完結と本支店体制整備の着実な実践

(1) 組織再編(合併)の完結	<JA数の推移> 平成27年度:20JA / 平成29年度:20JA なお、平成31年2月1日を合併目標期日とした取り組みが、2つの地区で進められている。
(2) 本支店体制整備の着実な実践	県域最低基準充足支店(平成30年1月末) 計画値:全141支店 / 実績値:56支店 / 達成率:40%

重要戦略3:<経営力> 経営成果に伴う組合員利益還元の実現

○ 財務3指標達成、利用分量配当を優先	<財務3指標> ○事業管理費比率 H29:9JA / 達成率:45% (H27:6JA) ○労働生産性 H29:5JA / 達成率:25% (H27:6JA) ○労働分配率 H29:8JA / 達成率:40% (H27:6JA) <利用分量配当> H27:4JA(49,248千円) H29:7JA(94,373千円) 増加率:91.6%
---------------------	---

今後の方向性	今回の大会議案項目
行動基準の設定により目指すべき役職員像を全JAで設定した。 今後は、基準に基づいた実践と、行動の検証を行う必要がある。 取り組みJAが少なく、JA間・支店間の取り組みに温度差もある。ノウハウ構築とJA間または支店間での相互研鑽を通じて、より実効性を高めて取り組む必要がある。 従来の講演聴講型研修の見直しなどを行ったが、出席率向上に向けて取り組む必要がある。 各連合会が主催する諸研修も盛り込み、総合的な教育研修計画とすべき。 JA自己改革の実践に積極的に取り組める人財を計画的に育成する必要がある。 人員数や資格要件等が制約条件となり、適材適所の配属が困難であった。 また、JA職員の5年目以内の離職率が高いなど、JA内での人材確保が難しくなっている。(参照「2. 改めて認識すべき情勢(3)③JA職員の人員不足 P. 10」) 「JA人事労務教育基本方針」に基づいた、専門性に配慮した職員採用・確保や適正配置を行う必要がある。	重要戦略1:JAの存在価値(意義)を高める「人財」育成 (1) JA役職員行動基準の実践 (2) 協同組合運動にかかる学習会、座談会の拡充 (3) JA教育研修計画に基づく役職員学習・研修会の着実な実践 (4) 職員教育体系に基づく計画的なリーダーの育成と確保 (5) 専門性に配慮した採用と人員配置の実践
合併の完結を踏まえ、自らの経営資源を活かした高度な経営を目指す。 本支店体制整備については、全支店での充足を目指しつつ、充足支店では整備モデルを目指す。 また、信用共済事業を中心とした経営収支の悪化や、営農経済事業での適正利益の確保を意識した事業運営が課題となっている。(参照「2. 改めて認識すべき情勢(3)JAの経営見直し①経営収支見通しの悪化、②営農経済事業の運営課題 P. 10」) 事業モデルの転換等により、経営管理の高度化を図る必要がある。 財務3指標達成JAの拡大を図る必要がある。 利用分量配当についても、引き続き実施JAを拡大し、農業所得増大に貢献する必要がある。	重要戦略2:組織再編(合併・本支店体制整備)の進展を活かした高度なJA経営の実践 (1) 事業モデルの転換等による労働生産性の維持・向上 (2) 経営成果(適正水準の利益確保)に伴う組合員利益還元の継続実施



新3カ年計画の 実行方策（案）

新 3 カ年計画の実行方策（案）

1. 新 3 カ年計画兼自己改革工程表の策定

本大会の決議にもとづき、各 J A および県域組織は、新たな 3 カ年の計画（2019～21 年度）を平成 30 年度中に策定し、総（代）会に付議することとなります。この 3 カ年計画も、これまで同様に「自己改革工程表」として位置づけます。

自己改革工程表は、各組織においてプロジェクトの組成などしながら、前 3 カ年計画の総括や J A を取り巻く環境分析等を行うとともに、経営理念や組合員ニーズ、地域からの期待、消費者の動向等を考慮しつつ、自己改革を支える健全経営を維持することを前提に策定します。また、中央会・連合会からも必要に応じ J A の自己改革工程表の策定支援を行います。

自己改革の着実な実践が強く求められることを踏まえ、工程表は総花的にならず重点実施事項に絞り込むとともに、以下のようなポイントを押さえて、具体的な施策に落とし込んでいきます。

- ①対話活動によって把握した組合員の意見や要望を反映する。
- ②合理的な根拠に基づいて目標を数値化する。
- ③取組毎に計画実行の責任部署を定める。

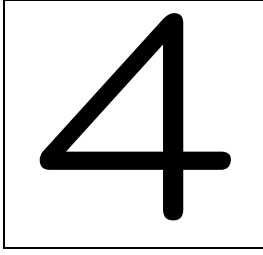
なお、役職員はもとより組合員・地域住民に「伝わる」ことの重要性が高いことから、広報誌等への掲載をはじめ、通常総（代）会とは別に J A ごとに「自己改革実践大会」「J A 大会」等を開催するなど、新たな自己改革工程表に掲げた取組内容の共有化と浸透を図ることとします。

2. 計画の実践ならびに情報発信

2019 年度より新たな自己改革工程表の実践に入り、各 J A および中央会・連合会は、P D C A サイクルにもとづく計画の進捗管理を、自らの組織の責任において徹底します。また、組合員・地域住民の自己改革への理解を得るため、様々な場面を活用して取り組み状況を発信していきます。

県段階においては、中央会を中心として全体の進捗状況把握と共有化を行いながら、J A グループ茨城が一体感を持った運動を展開していきます。

以 上



大会宣言（案）

大会宣言（案）

私たちＪＡグループ茨城は、本日ここに第２８回茨城県ＪＡ大会を開催し、「組合員とともに創る茨城農業と豊かな地域社会 ～更なる協同の深化へ～」を運動名とする議案を決議しました。

ＪＡグループ茨城では、「茨城の未来へ 進化への挑戦 ～農業者の所得増大と活力ある地域社会をめざして～」を掲げた３年前の茨城県ＪＡ大会決議に基づき、各ＪＡ・連合会が「自己改革工程表」を策定し、ＪＡ自己改革に全力で取り組み、着実な成果を上げてきました。

一方で、今大会決議の実践期間である次の３年間には、政府の設定した「農協改革集中推進期間」の期限と、「准組合員の事業利用に関する規制のあり方について、自己改革の実施状況等の調査を行い、検討を加えて、結論を得る」とした改正農協法附則５年後検討条項の期限という、「農協改革」議論の２つの重要な節目を迎えます。

このような局面の中で、ＪＡグループ茨城では、引き続き「農業者の所得増大」「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」「ＪＡ自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を目的とした改革の深化に取り組むとともに、組合員との徹底した対話と、その声の事業運営への反映に努め、取り組み状況を積極的に伝えていくことが強く求められます。

本日の大会開催を契機として、次期３カ年における自己改革の取り組みが組合員・地域住民に真に理解・評価されるよう、県内ＪＡグループ役職員が一丸となって着実に実践していきます。

そして、魅力ある農業と豊かな地域社会を築いていくことを、ここに宣言します。

平成３０年１０月２４日
第２８回茨城県ＪＡ大会

5

参考資料

1. 第28回茨城県 JA 大会運営要領
2. 第28回茨城県 JA 大会開催要領
3. 第28回茨城県 JA 大会委員会 委員名簿
4. 第28回茨城県 JA 大会議案審議委員会 委員名簿
5. 第28回茨城県 JA 大会プロジェクト 構成員名簿

第28回茨城県JA大会運営要領

平成30年3月20日
茨城県農業協同組合中央会

1 目 的

この要領は、第28回茨城県JA大会（以下、大会）を開催するため、中央会大会規程に基づき、大会委員会等を設置する。

2 大会組織

（1）大会委員会

ア 設 置

中央会大会規程第5条にもとづき大会の運営にあたるため、大会委員会を設置する。

イ 構 成

大会委員は、次の者をもって構成する。

- ・ 中央会会長
- ・ 中央会副会長
- ・ 信連経営管理委員会副会長兼全共連茨城運営委員会副会長
- ・ 厚生連経営管理委員会副会長兼全農茨城運営委員会副会長
- ・ JA代表理事組合長
- ・ 中央会専務理事
- ・ 信連代表理事理事長
- ・ 厚生連代表理事理事長
- ・ 全農茨城県本部本部長
- ・ 全共連茨城県本部本部長
- ・ JA茨城県青年連盟委員長
- ・ 茨城県JA女性組織協議会会長

ウ 運 営

大会委員会に、大会委員長1名、副委員長3名を置く。

大会委員長は、中央会会長があたる。

副委員長は、中央会副会長、信連経営管理委員会副会長兼全共連茨城運営委員会副会長、厚生連経営管理委員会副会長兼全農茨城運営委員会副会長があたる。

大会委員会の招集は大会委員長が行い、議長は大会委員長があたる。

大会委員会は、大会議案審議委員会から提案された大会議案（原案）を審議する。

(2) 大会議案審議委員会

ア 設 置

本会大会規程第11条にもとづき大会議案（素案）を審議するため、大会議案審議委員会を設置する。

イ 構 成

大会議案審議委員は、次の者をもって構成する。

- ・ J A 常勤理事（組合長を除く各 J A 1 名）
- ・ 県連トップマネージャー会議構成員（各組織 1 名）
- ・ J A 茨城県青年連盟副委員長（代表 1 名）
- ・ 茨城県 J A 女性組織協議会副会長（代表 1 名）

ウ 運 営

大会議案審議委員会には、審議委員長 1 名、副委員長若干名を置く。

大会議案審議委員会の委員長・副委員長は大会議案審議委員の中から互選する。

大会議案審議委員会の招集は大会委員長（中央会会長）が行い、議長は大会議案審議委員長があたる。

大会議案審議委員会は、大会プロジェクトから提案された大会議案（素案）について審議し、大会委員会に提案する。審議にあたっては、学識経験者・消費者代表者等からも意見を聴取し、提案に反映させる。

(3) 大会プロジェクト

ア 設 置

大会議案（素案）の作成ならびに大会全体に関する企画を行うためプロジェクトチームを設置する。

イ 構 成

プロジェクトメンバーは、次の者をもって構成する。

- ・ J A 自己改革担当部門長
- ・ 本会職員および各会職員

ウ 運 営

プロジェクトの座長は中央会 J A 改革推進部長があたる。

プロジェクトは、次の任務を行う。

- ・ 大会議案（素案）の策定
- ・ 素案策定のための調査・研究
- ・ 大会開催に関する全体企画
- ・ その他必要な事項

なお、必要に応じ作業部会・研究会等を設置する。

プロジェクトは、中央会 J A 改革推進部長が招集する。

3 大会運営

(1) 大会議長団

大会の議長団は、大会委員会において候補者を定め、大会において承認を得るものとする。

(2) 大会議事運営

ア 大会において意見を述べようとする者は、大会2日前までに意見の要旨を書面により大会委員会に届けるものとする。

イ 大会委員長は、大会委員会に諮って意見開陳者を決定し、大会議長団に通告するものとする。

ウ 大会議案に対する修正動議および緊急動議については、大会2日前までにその要旨と所属、氏名を付記し書面により大会委員会に提出するものとする。

エ 大会委員長は、大会委員会に諮って動議の賛否を決定するものとする。

4 事務局

大会の事務局を中央会 J A改革推進部に置く。

5 その他

この要領は、平成30年3月5日より実施する。

この要領は、大会終了をもって廃止する。

第28回茨城県JA大会開催要領

平成30年8月
茨城県農業協同組合中央会

1 目的

JAグループ茨城の次期3カ年の取組方針を決定し、これを内外に表明するとともに、本県における農業協同組合運動の高揚と発展を図るために開催する。

2 主催

JAグループ茨城
茨城県農業協同組合中央会

3 開催日・場所

(1) 開催日 平成30年10月24日(水) 12:30～15:30

(2) 会場 つくば「ノバホール」

茨城県つくば市吾妻1-10-1

電話 029-852-5881

4 参加者・規模

(1) 参加対象者

① 県中央会の会員JA及び連合会の役職員代表

② 県内JAの組合員、生産部会員、農業後継者、JA青年部、JA女性部等の代表

(2) 規模 1,000名

5 大会議案

大会議案は、組織内の事前協議にもとづき大会議案審議委員会および大会委員会の議を経て、茨城県農業協同組合中央会が提案する。

6 大会次第

別に定める。

7 大会運営

第28回茨城県JA大会運営要領による。

第 2 8 回茨城県 J A 大会委員会 委員名簿

大会役職	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	佐 野 治	中 央 会	会 長
副 委 員 長	野 上 昭 雄	中 央 会	副 会 長
〃	塚 本 治 男	信 全 共 連 茨 城 県 本 部	副 会 長
〃	棚 谷 保 男	厚 全 農 茨 城 県 本 部	副 会 長
委員	八 木 岡 努	水 戸	代 表 理 事 組 合 長
〃	秋 山 豊	常 陸	代 表 理 事 組 合 長
〃	高 橋 秀 明	日 立 市 多 賀	代 表 理 事 組 合 長
〃	皆 藤 茂 次 郎	茨 城 旭 村	代 表 理 事 組 合 長
〃	長 峰 茂 通	ほ こ た	代 表 理 事 組 合 長
〃	安 藤 昌 義	し お さ い	代 表 理 事 組 合 長
〃	根 本 作 左 衛 門	稲 敷	代 表 理 事 組 合 長
〃	糸 賀 一 男	茨 城 か す み	代 表 理 事 組 合 長
〃	木 村 透	竜 ケ 崎	代 表 理 事 組 合 長
〃	齊 藤 繁	茨 城 み な み	代 表 理 事 組 合 長
〃	池 田 正	土 浦	代 表 理 事 組 合 長
〃	岡 本 秀 男	つ く ば 市	代 表 理 事 組 合 長
〃	横 田 伊 佐 夫	つ く ば 市 谷 田 部	代 表 理 事 組 合 長
〃	浅 野 建 二	や さ と	代 表 理 事 組 合 長
〃	久 保 田 恵 一	新 ひ た ち 野	代 表 理 事 組 合 長
〃	吉 川 君 男	北 つ く ば	代 表 理 事 組 合 長
〃	岩 瀬 治 三 郎	茨 城 む つ み	代 表 理 事 組 合 長
〃	風 見 晴 夫	岩 井	代 表 理 事 組 合 長
〃	柴 田 眞 幸	中 央 会	専 務 理 事
〃	深 谷 伊 知 郎	中 央 会	専 務 理 事
〃	阿 内 高 志	信 連	代 表 理 事 理 事 長
〃	小 堀 信 弘	厚 生 連	代 表 理 事 理 事 長
〃	川 津 修	全 農 茨 城 県 本 部	県 本 部 長
〃	柴 田 明 良	全 共 連 茨 城 県 本 部	県 本 部 長
〃	菊 池 常 昭	J A 県 青 年 連 盟	委 員 長
〃	原 範 子	県 J A 女 性 協 会	会 長

第 28 回茨城県 J A 大会議案審議委員会 委員名簿

大会役職	氏 名	所 属	役 職
委員長	笹 本 孝 之	な め が た	代 表 理 事 専 務
副委員長	中 野 幸 夫	つ く ば 市	代 表 理 事 専 務
委員	鈴 木 光 輔	水 戸	常 務 理 事
〃	森 貞 男	常 陸	代 表 理 事 専 務
〃	根 本 康 晴	日 立 市 多 賀	専 務 理 事
〃	柳 瀬 正	茨 城 旭 村	常 務 理 事
〃	皆 藤 俊 雄	ほ こ た	常 務 理 事
〃	野 口 久 穂	し お さ い	代 表 理 事 専 務
〃	川 崎 光 雄	稲 敷	常 務 理 事
〃	石 引 英 世	茨 城 か す み	副 組 合 長
〃	中 山 敏 之	竜 ケ 崎	専 務 理 事
〃	飯 塚 清	茨 城 み な み	代 表 理 事 専 務
〃	完 賀 浩 光	土 浦	代 表 理 事 専 務
〃	新 井 秀 喜	つ く ば 市 谷 田 部	代 表 理 事 専 務
〃	神 生 賢 一	や さ と	専 務 理 事
〃	富 田 修 一	新 ひ た ち 野	代 表 理 事 専 務
〃	成 田 治 彦	北 つ く ば	代 表 理 事 専 務
〃	羽 賀 一 司	常 総 ひ か り	代 表 理 事 専 務
〃	関 稔	茨 城 む つ み	代 表 理 事 専 務
〃	飯 塚 利 幸	岩 井	代 表 理 事 専 務
〃	寺 山 正 史	中 央 会	総 務 企 画 部 長
〃	小 島 俊 之	信 連	総 務 企 画 部 長
〃	奥 田 聡	厚 生 連	参 事
〃	鈴 木 広 志	全 農 茨 城 県 本 部	副 本 部 長
〃	梶 間 郷 士	共 済 連 茨 城 県 本 部	副 本 部 長
〃	田 口 正 之	県 連 共 通 総 合 室	室 長
〃	稲 川 和 彦	J A 県 青 年 連 盟	副 委 員 長
〃	中 嶋 照 子	県 J A 女 性 協	副 会 長

第 28 回茨城県 J A 大会プロジェクト 構成員名簿

大会役職	氏 名	所 属	役 職
座 長	菊 池 好 幸	中 央 会	J A 改 革 推 進 部 長
委 員	椿 山 茂	水 戸	総 務 管 理 部 副 部 長
〃	横 山 薫	常 陸	総 務 部 長
〃	助 川 弘 一	日 立 市 多 賀	総 務 企 画 部 長
〃	梶 間 光 義	茨 城 旭 村	管 理 課 長
〃	樽 見 文 男	ほ こ た	総 務 課 長
〃	小 田 倉 智	し お さ い	総 務 企 画 部 長
〃	阿 部 尚 毅	な め が た	総 務 企 画 部 長
〃	古 澤 透	稲 敷	企 画 管 理 部 長
〃	石 井 美 晴	茨 城 か す み	企 画 管 理 部 長
〃	渡 辺 孝	竜 ケ 崎	総 務 部 長
〃	沖 渕 博 一	茨 城 み な み	企 画 総 務 部 長
〃	関 口 光 男	土 浦	総 合 企 画 室 長
〃	小 神 野 勉	つ く ば 市	総 務 企 画 部 長
〃	糸 賀 俊 宏	つ く ば 市 谷 田 部	総 務 企 画 部 長
〃	吉 岡 進	や さ と	総 務 部 長
〃	矢 口 博 之	新 ひ た ち 野	総 務 管 理 部 長
〃	平 塚 智 彦	北 つ く ば	総 務 部 企 画 開 発 課 長
〃	染 野 清	常 総 ひ か り	企 画 総 務 部 長
〃	橋 本 次 男	茨 城 む つ み	総 務 企 画 部 長
〃	倉 持 克 己	岩 井	改 革 推 進 室 長
〃	飯 島 博 樹	中 央 会	J A 改 革 推 進 部 次 長
〃	佐 伯 長 哉		総 務 企 画 部 次 長
〃	柘 植 聡		農 政 広 報 部 次 長
〃	友 部 隆 章		組織経営対策部 経 営 IT 戦 略 室 次 長
〃	山 田 仁 見		教 育 部 次 長
〃	柿 沼 勝 美		県 域 営 農 支 援 セ ン タ ー 営 農 ・ マ ー ケ テ ィ ン グ 支 援 室 長
〃	坂 本 健 一		県 域 営 農 支 援 セ ン タ ー 農 業 担 い 手 支 援 室 長
〃	岩 田 一 俊		県 域 営 農 支 援 セ ン タ ー 農 業 政 策 推 進 室 長
〃	内 田 直 輝	信 連	J A バ ン ク 統 括 部 副 部 長
〃	兼 子 崇		総 務 企 画 部 (企 画 ・ 調 整) 副 審 査 役
〃	飯 村 真 樹	厚 生 連	総 務 部 副 部 長
〃	鈴 木 勝 也		管 理 部 審 査 役
〃	幕 内 孝	全 農 茨 城 県 本 部	管理部次長 事 業 推 進 課 長 事 務 取 扱
〃	塚 原 博	全 共 連 茨 城 県 本 部	管 理 部 次 長

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

＜第1原則＞自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的、人種的、政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

＜第2原則＞組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

＜第3原則＞組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいはすべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。
なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

＜第4原則＞自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

＜第5原則＞教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者、オピニオンリーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

＜第6原則＞協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

＜第7原則＞地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

＜第1原則＞自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的、人種的、政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

＜第2原則＞組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

＜第3原則＞組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいはすべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。
なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

＜第4原則＞自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

＜第5原則＞教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者、オピニオンリーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

＜第6原則＞協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

＜第7原則＞地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。



あなたの暮らしの1ピース
JAグループ茨城